

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市上下水道事業経営審議会
会長 萩原 聡央

小牧市下水道事業の適正な使用料収入について（答申）

令和 5 年 7 月 2 0 日付け 5 小経第 6 1 3 号で諮問のありました小牧市下水道事業の適正な使用料収入について、2 年にわたり検討を重ねてまいりました。

これまでの審議の結果、下水道事業の健全な事業運営のために必要な使用料改定の内容について結論を得たので答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

答 申 書

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

小牧市上下水道事業経営審議会

1. はじめに

小牧市の下水道事業は、昭和 62 年 4 月 1 日に五条川左岸流域関連下水道事業として供用開始をし、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等に寄与している。

平成 31 年 4 月からは、企業会計に移行し、さらに令和 4 年度には「小牧市下水道事業長期経営計画」を策定することで、今後の下水道事業の課題が明確になってきたところである。

まず一つは、経営状況であるが、汚水処理費に対する下水道使用料の割合である「経費回収率」は令和 4 年度の決算において約 59%と非常に低く残りは一般会計から基準外繰入金を受けているのが現状であり、公営企業の基本である独立採算の原則を満たしていない。

次に施設の維持管理であるが、事業開始から 50 年が経過し、今後施設の老朽化による更新費が増大することや、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の施設の被害状況では、耐震化された下水道施設等は、施設機能に決定的な影響を及ぼすような被害がなかったことなど、耐震化の効果が確認されたこともあり、安全に施設の維持を行うには老朽化した施設の更新にあわせて耐震化を計画的に進める必要があり、そのための費用が必要となる。

令和 5 年 7 月 20 日に小牧市長から本審議会に対し「小牧市下水道事業の適正な使用料収入について」の諮問を受けて以降、慎重な審議を重ね、結論を得たので、次のとおり答申する。

2. 下水道使用料のあり方について

下水道使用料は、平成 2 年に改定して以来、34 年が経過している。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算の原則が適用されるが、現在下水道使用料体系では汚水処理に係る経費を賄うことができず、市税を財源とする一般会計からの多額の補助を受けることによって、下水道経営が維持されている状況である。

人口減少や節水型社会への移行により下水道使用料収入の増加が期待できないことに加えて、今後は下水道施設の老朽化や耐震化による維持・更新費用の増加も見込まれ、下水道事業の経営環境は一層厳しさを増すこと

が予想される。このような状況を鑑み、将来にわたり、安全・安心な下水道サービスを提供し、持続可能な事業運営を維持していくためには、下水道使用料の改定が必要である。

（１）使用料改定スケジュール

ア 令和 7 年 10 月に下水道使用料収入を約 30% 増加させる使用料改定を行う。

イ 1 回目の改定から概ね 3 年後に、経費回収率が 100% となる使用料改定を行う。

独立採算の原則から持続可能な事業運営のために使用料改定時期は早い方が望ましいが、1 回の改定で大幅な値上げをすることや、短い期間で何度も値上げをすることは、市民生活や民間事業者の活動に影響があることを考慮し、使用料改定時期を 2 回に分けて経費回収率 100% を達成することが適当と考える。

（２）使用料算定期間

ア 1 回目の使用料改定に係る算定期間は、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間とする。

公益社団法人日本下水道協会が発刊した「下水道使用料算定の基本的考え方」によると、事業運営の見通しを長期にすることは、予測から逸脱するリスクを伴うため、下水道使用料の算定は 3 年から 5 年程度で行うことが望ましいとされている。2 回目の使用料改定を 1 回目の改定から概ね 3 年後としていることから、1 回目の算定期間は、使用料改定を実施する令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 年間とするのが妥当である。なお、2 回目の使用料改定に係る算定期間は、2 回目の使用料体系の検討の際に決定することとする。

(3) 使用料体系

1 回目の使用料改定について、使用料体系は以下の通りである。

ア 基本水量の廃止

人口減少や節水型社会への移行により使用水量が減っていくなか、安定した事業運営のためには、使用水量の少ない使用者を含めたすべての使用者で経営を支える使用料体系とすることが必要と考え、1～10 m³までの使用者が超過使用料を負担しない基本水量の設定は廃止することが妥当である。

イ 基本使用料と超過使用料の割合

基本使用料は、使用水量の有無に関わりなく発生する固定費を賄うものである。

超過使用料は、使用水量に応じて単位水量当たりの価格により賦課されるものである。しかし、固定費全てを基本使用料で賄う場合の基本使用料は極めて高額となり、小口使用者の負担割合が大きくなりすぎ現実的ではない。したがって、固定費の一部と需要家費を基本使用料に、それ以外を超過使用料に賦課する使用料体系の継続が妥当である。

令和4年度決算の使用料収入における基本使用料と超過使用料の割合は、およそ40%と60%である。今後の使用水量の減少見込みや更新需要を考慮すると経営基盤の安定には基本使用料と超過使用料の割合は現況の割合を維持することが妥当である。

ウ 超過使用料の水量区分及び単価の見直し

超過使用料の水量区分は、基本水量の廃止に伴い、1 m³から10 m³までの区分を新たに設定し、現行の5区分から6区分に変更する。

また、現在の超過使用料単価は、使用水量の多い区分ほど使用料単価が高くなる逓増制を採用しているが、経営を安定化させるためには、使用者全体で支える体系にすることが望ましい。しかし、現在の超過使用料単価を大幅に変更することは使用者への影響が大きく難しいことから、改定による使用料増額分だけでも、使用水量にあわせて均等に負担することが適当であり、現行の5区分で同額増加する定額増とすることが妥当である。

エ 一般用の使用料体系

ア～ウをふまえて、使用料収入を約 30%増額させる使用料体系案を検討したが、最終的に 1 案に絞ることが出来なかったため、2 案を提示する。

(ア) 改定案① 1～10 m³の使用料単価を **10 円**に設定、11 m³以上の超過使用料を **21 円**の定額増とする。

・一般用（1 使用月につき、税抜）

区 分		現 行	改 定 案	差 額
基本使用料		718 円	933 円	215 円
超過使用料 (1 m ³ あたり)	1～10 m ³	—	10 円	—
	11～20 m ³	72 円	93 円	21 円
	21～40 m ³	87 円	108 円	21 円
	41～100 m ³	106 円	127 円	21 円
	101～500 m ³	131 円	152 円	21 円
	501 m ³ ～	160 円	181 円	21 円

審議会委員の意見

- ・使用水量による現行の使用料からの増加率が最大でも 45%以内に収まっている。
- ・1～10 m³の単価（10 円）と、11 m³以上の超過使用料の増加額（21 円）との差が大きいため、改定による超過使用料増額分において、使用水量に合わせた負担からは若干の差が生まれる。
- ・これまで超過使用料がなかった 10 m³以下の小口水量使用者にとっては大きな制度改正となるので、まずは低く 10 円で設定したほうが良いのではないか。

(イ) 改定案② 1～10 m³の使用料単価を **15 円**に設定、11 m³以上の超過使用料を **17 円**の定額増とする。

・一般用（1 使用月につき、税抜）

区 分		現 行	改 定 案	差 額
基本使用料		718 円	933 円	215 円
超過使用料 (1 m ³ あたり)	1～10 m ³	—	15 円	—
	11～20 m ³	72 円	89 円	17 円
	21～40 m ³	87 円	104 円	17 円
	41～100 m ³	106 円	123 円	17 円
	101～500 m ³	131 円	148 円	17 円
	501 m ³ ～	160 円	177 円	17 円

審議会委員の意見

- ・使用水量によっては現行の使用料からの増加率が 50%を超える場合が出てくるため、大きな負担増加を感じる。
- ・1～10 m³の使用料単価（15 円）と 11 m³以上の超過使用料の増加額（17 円）がほぼ同額なため、改定による超過使用料増額分だけでも、おおむね使用水量にあわせて負担する形になる。
- ・これまで超過使用料がなかった 10 m³以下の小口水量使用者に対しても、少しずつ何回も値上げするより 1 回で大きく上げる方がいいと思う。

オ 公衆浴場用の使用料体系

公衆浴場用の使用料体系は、一般用の使用料体系の 1 回目の改定の時期に併せ、使用料収入を約 30%増加させるため、基本使用料、超過使用料を共に約 30%増加するのが妥当である。

- ・公衆浴場用（１使用月につき、税抜）

区 分		現 行	改 定 案	差 額
基本使用料		4,611 円	5,994 円	1,383 円
超過使用料 (1 m ³ あたり)	101 m ³ ～	48 円	62 円	14 円

カ 農業集落排水事業の使用料体系

農業集落排水事業は、「使用料は公共下水道に準ずるもの」として運用されていることから、公共下水道の一般用の使用料体系に準じて改定するのが妥当である。

3. 附帯意見

- ・使用料の改定は、使用者に対して新たな負担を求めるものであるため、経営を担う事業者側としても支出の削減及び合理化・効率化など一層の経営改善に取り組み、経営の安定化に努められたい。
- ・２回の使用料改定により経費回収率 100％を達成した後も、安定した事業運営のために適宜必要な審議を行い、定期的に経営計画を見直し、それに合わせて適正な下水道使用料を検討されたい。
- ・情報提供や広報活動を通じて常に市民とのコミュニケーションをとるよう努められたい。また、情報提供の際は、わかりやすい説明に努められたい。

4. 結び

本審議会では、慎重な審議を重ね、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示した。

下水道施設は、市民の共有財産であり、持続的かつ安定的な下水道事業運営には、市民及び民間事業者の理解と協力が不可欠である。

人口減少や節水志向の高まりの中で主たる財源である下水道使用料が減少し、下水道事業の経営を取り巻く環境は今後も厳しさが増すものと思われるが、この答申が小牧市下水道事業の健全化に向けた取り組みの一助となることを期待する。

小牧市上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

委員構成 (条例上の号)	氏名	所属・役職名	備考
学識経験者	榎本 訓康	公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長	
	大野 泰典	税理士	
	萩原 聡央	名古屋経済大学 法学部 教授	会長
	平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授	職務代理人
公共的団体の役員及び職員	酒井 美代子	小牧市女性の会 会長	
	佐藤 萬明	小牧市区長会	
	谷口 里美	小牧市消費生活改善推進員会	
	廣野 友巳	小牧商工会議所（デリカ食品工業株式会社 代表取締役）	
在住、在勤、 在学者	岩崎 至	一般公募者	
	馬場 容子	一般公募者	

※氏名は条例上の号ごとに50音順